

郡山市片平財産区の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和6年3月15日

郡山市長 品川 万里

郡山市条例第13号

郡山市片平財産区の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(郡山市特別会計条例の一部改正)

第1条 郡山市特別会計条例(昭和40年郡山市条例第101号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。 (1)・(2) (略)  (3)～(21) (略)	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。 (1)・(2) (略) (3) <u>郡山市片平財産区特別会計</u> (4)～(22) (略)

(郡山市財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 郡山市財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年郡山市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																		
別表(第2条関係) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table>	区分	報酬額	(略)		別表(第2条関係) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>片平財産区管理会</td><td><table border="1"><thead><tr><th>会長</th><th>日額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>1,000円</td></tr><tr><th>委員</th><td></td></tr></tbody></table></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table>	区分	報酬額	(略)		片平財産区管理会	<table border="1"><thead><tr><th>会長</th><th>日額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>1,000円</td></tr><tr><th>委員</th><td></td></tr></tbody></table>	会長	日額		1,000円	委員		(略)	
区分	報酬額																		
(略)																			
区分	報酬額																		
(略)																			
片平財産区管理会	<table border="1"><thead><tr><th>会長</th><th>日額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>1,000円</td></tr><tr><th>委員</th><td></td></tr></tbody></table>	会長	日額		1,000円	委員													
会長	日額																		
	1,000円																		
委員																			
(略)																			

(郡山市財産区管理会条例の一部改正)

第3条 郡山市財産区管理会条例(昭和47年郡山市条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表 (第2条関係)			別表		
財産区名	財産区管理会名	定数	財産区名	財産区管理会名	定数
(略)			(略)		
			郡山市片平財産区	郡山市片平財産区管理会	5人
			(略)		

(郡山市片平財産区基金条例の廃止)

第4条 郡山市片平財産区基金条例(昭和49年郡山市条例第48号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。